

第4回検討会議議事録

1 開催日時 平成29年10月11日(水) 午前10時から午前11時10分まで

2 場所 京都市聴覚言語障害センター 「研修室1・2」

3 出席委員

高田委員、浅井委員、滝野委員、林委員、持田委員、山崎委員、佐野委員、近藤委員、小出委員、酒井委員

4 概要

(1) 第1～3回検討会議のまとめ

○資料1～3により事務局から説明

(2) 検討会議報告書素案について

○資料4により事務局から説明

浅井委員

まず、教育にはもっと力を注いでほしい。「聾者の文化的、言語的なアイデンティティを持つ」ということを言葉に含めてほしい。次に、言語の定義について、聾者や聾児の教育には、難聴者(児)や中途失聴者(児)、盲聾者(児)を教育の中に定義として含めてほしい。そして条例の中でも具体的でなくとも難聴者等の定義づけをしてほしい。最後に、条例の基本的な考え方である「手話で育つ」について、基本的には聾教育は手話教育であるべきだと考えている。まず手話を学び、手話を基本として聴力や音声の力を獲得し、その上でコミュニケーションの方法を教育するという考え方である。本人の希望に応じてコミュニケーション方法を個別に学ぶのではなく、聾教育の基本は手話教育であり、手話教育はコミュニケーションの大切な部分である。一人ひとりに合ったコミュニケーション手段を獲得できるよう授業をするということだが、特に聾学校においては、子どもが各々のコミュニケーション手段を使うと、学校内で子ども同士でのコミュニケーションがとれなくなってしまう。コミュニケーションがとれない集団にならないようにするためにも、子どもたちに共通のコミュニケーション手段が必要である。ICF(国際生活機能分類)の国際生活基準の中で、個別的、精神的な機能としての手話が盛り込まれている。医学モデルではなく生活モデルとしての手話教育が大切だと思う。聾教育の基本は手話教育であり、きちんと手話を学ぶことで初めて手話が生きてくる、そういったことを強く説明していきたい。

事務局

教育部分について教育委員会や聾学校との調整も必要になる。また、他府県の条例もふまえながら、様々なことを検討していきたい。手話を学ぶことや手話で学ぶことは、各自治体でも位置づけられているが、それらも考慮に入れて検討し、最終的に報告書でどのようにまとめるか相談させていただきたい。

近藤委員

文章の中で、「多様なコミュニケーション手段」という文言が出てくるが、その後に「(手

話、要約筆記、筆談、触手話、文字情報の利用)」と制限列举方式で書かれており、それらがバラバラのものと捉えられかねない。実際には、それぞれの組み合わせでコミュニケーション手段として利用されているので、書き方に工夫が必要かと思う。浅井委員のアイデンティティの問題が手話と切り離せないという意見は全く同意見である。しかし、その問題を社会生活にまで飛躍させると、様々な障害のある方々を前提にした条例としては位置づけに無理が出てくると思う。あくまで、教育的な問題としてしっかりと位置づけるべき。

また、18ページの事業者等の責務の福祉事業所の説明で、事務局から「聴覚障害の方を受け止めている福祉事業所」という表現があったが、高齢難聴者の手話の学習機会の確保等を考慮に入れると、相談支援や介護サービスを提供する介護事業者にしっかりと理解、対応してもらうことが重要ではないか。19ページの検討課題について、無料通信アプリのLINEで、行政へ問合せができるサービスを開始した市町村がある。LINEで通知文などの画像と共に質問を送ると、市役所に配置されている手話のできる職員が答えてくれるという仕組み。鳥取県やいくつかの自治体でも実施されているようだ。手話通訳者の代わりにタブレットを置くということには基本的に賛成しない。しかし、ICTの利便性を考えると、受付や問合せに限れば利便性が広がるのではないかという議論があるので参考に紹介しておく。

酒井委員

17ページの基本的な考え方について、賛成の意見を述べたい。まず、手話は言語であることを認めることについて大いに賛成であり、手話の獲得・習得できる環境の整備は非常に良いことだと思う。多様なコミュニケーション手段を認識して普及するという点に関して、聾学校では日本語をベースにして多様なコミュニケーション手段を認識し普及させていきたいと考えており、賛成である。また、学校から社会参加することを大きな課題として持っており、主体的に社会参加するために本人の希望に応じたコミュニケーション手段を確保することは大いに賛成。日本語をしっかりと習得し、様々なコミュニケーション手段を確保しながら、自立して社会参加できる子どもたちをしっかりと育てていきたい。また、行政の責務等も謳われているが、聾学校としても豊かなコミュニケーションを育む生徒を育てていきたい。今年も3年連続で手話パフォーマンス甲子園に出場し、全国の高校生と共に手話でパフォーマンスしたが、非常に良いことである。先日も障害者のスポーツ交流会で、ソフトボールや卓球に参加し、様々な障害のある方々と豊かなコミュニケーションができるということも重要だと感じた。聾学校でもそうしたことをベースに子どもたちが自立して社会参加できるよう、様々な意見やご協力をいただきながらよりよい教育をしていきたい。

高田委員

多様なコミュニケーションの中で手話をどのように位置づけるかがポイントであるかと思う。

事務局

多様なコミュニケーションと言っても様々あるが、一つは、そうした様々なコミュニケーション手段が府民に理解されていないということがある。それが原因で偏見や誤解が生まれている現状もあると思うので、府民への理解促進や普及啓発のためにもコミュニケーション手段を例示する必要はあると思っている。決して例示したものに限定しているわけではないが、書き方には工夫をしていきたい。また、報告書素案をまとめた主旨としては、手話は言語であるということ認め、手話の獲得・習得の機会の確保が大きな柱となっている。いわゆる手話言語条例のように、あくまで手話が言語であることを基本にしながら、あらゆる障害についての情報コミュニケーションを対象にするのではなく、様々な聴覚障害のあ

る方への理解やそうした方が使われるコミュニケーション手段への理解を深めるような条例にしていきたい。

近藤委員

酒井委員の聾学校において多様なコミュニケーション手段を使うことが重要という意見について、浅井委員の意見は、教育場面で主たるコミュニケーション手段を持たない子どもがいることが問題であるということだと思ふ。具体的には、共通のコミュニケーション手段を持たない子どもたちが、子ども同士でのコミュニケーションがとれないという状況を、「多様な」コミュニケーションが作り出している、という指摘だと思ふ。そうした状況は一般的に言う「多様性」とは矛盾しているのではないか。アイデンティティの問題は非常に重要であると思ふし、浅井委員の意見に賛成したい。

高田委員

コミュニケーションの多様性の問題、言語をどう位置づけるかという問題かと思ふ。個人個人を尊重した教育と同時に集団性を尊重する、このバランスの問題があるかと思ふ。

事務局

検討会議として手話を言語として明確にし、手話の獲得から習得まで含めて位置づけるということに関しては、委員の皆様も異論はないかと思ふ。手話の獲得・習得を基本とするかについては、他府県の条例も含めた様々な規定の事例がある。手話の獲得・習得すること自体は聾学校や教育委員会も方向性は同じかと思ふ。ただ、様々な形の教育をどのように保障していくかという点に関して、条例でどのあたりを盛り込むか、規定を整理していくということかと思ふ。他府県の条例では、学校の設置者等に対して、手話の獲得・習得を責務として課しているものが多い。ただ、努力義務となっているものがほとんど。そうした規定の中でどこまで意見を盛り込めるか。ご意見をいただければさらに調整していきたい。

小出委員

先ほど手話パフォーマンス甲子園の話が出たが、手話を中心として聴こえる子どもも聴こえない子どもも一緒になって行う一つの文化活動として、意義のあるものだと思っている。京都では、40年ほど前から手話劇コンクールに取り組んでいるし、手話のスピーチフェスティバルも随分前から開催している。これまでも手話を中心に、聴こえる人と聴こえない人が一緒に新しい文化を創ってきたという歴史があり、他府県にはない京都府らしいものとして大切にしないといけないと思ふ。今後も豊かなコミュニケーションを推進していくということを記載する必要があるのでは。共生社会という言葉はよく使われるが、あえて言えば共生の文化、手話を中心とした文化活動も大切だと思ふ。

事務局

手話を通じて共生社会を実現していくための条例である。平成27年度に施行した「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」をふまえて規定をしていきたい。

先ほどの教育での話に戻るが、一つ参考として、京都府内においてもいくつかの自治体が条例を制定しており、京都市の条例の「学校における理解促進等」において、京都市に対する責務の位置づけかと思ふが、次のように規定されている。「本市は学校教育の場において、児童・生徒が手話に接する機会の提供、その他手話に親しむための取組みを通じて、手話に

対する理解を促進しなければならない。」と書いてあり、広義的な意味での規定だと思うが、京都市の責務として位置づけられている。一般の学校も含めた全体の学校に対する責務も設けられている。都道府県の条例で聾学校も含めた学校への責務として規定しているものもある。京都府ではどのように規定するかを最終的に詰めていく必要があると思っている。

高田委員

子どもの問題というと学校での場面だと思われがちだが、小学校や幼稚園であれば教育の問題だが、それ以前の場合は福祉の問題になる。言語の獲得時期は生まれたときから始まる。健聴の子どもであれば、言語を学習するのではなく、生まれたときから自然な環境で音声言語を獲得していく。小学校に入ってから文字や日本語を習って、力を高めていく。それと同じように聴覚障害の子どもを考えれば、まず福祉の問題ということになる。それから教育の問題に上がっていく。福祉と教育が関係している場合もあるため、福祉と教育を一概に分けることはできないと思う。手話の獲得という面で、きちんと議論をしていきたい。

滝野委員

手話は大切だと思っている。手話を軸に生きる力を身につけていく過程があり、府民にどう伝えていくかということに関して、そうしたことを条例の前文に入れられればと思う。私自身は聴こえないまま育ち、学校教育も聴こえないまま受け、聴こえないという障害を受け止められないまま過ごしてきた。常に音声言語での情報が流れる中で、耳学問ができないことへのつらさは絶えずあった。空中に言葉があるという手話によって自分自身を確立できたという経験があるため、「手話が言語である」という言葉の本当の意味や思いを条例の中でどのように書いていくのかを考えていかなければならない。聴こえない子どもが手話文化に触れたことのない親の判断で人工内耳をつけるという現状があるが、手話で生きていくという概念が徹底的に普及した社会であれば、子どもの聴こえに関わらず、親の判断も医療従事者のみに頼らず、考えも変わってくるのではないかと思う。

事務局

手話を言語として位置づけるということの意味合いや主旨をどのように書き込んでいくかということに関して、この条例をなぜ作るのかという部分をしっかりと整理した上で条例を作っていくことが必要だと思う。手話を言語として認めるということもそうだが、これまでの京都の聴覚障害者支援の歴史や先進的な取り組みも含めてこの条例につながっているということを条例の前文に取り入れ、その部分まで含めて府民の方々に理解していただくということを普及啓発の面でしっかりと行ってきたい。手話が言語であるということだけを伝えていっても、なかなか理解が進まないかと思う。様々な背景や聴こえないという障害も含めてしっかりと理解を進め、普及啓発も行っていくような条例にしていきたいし、前文でも書き込んでいければと思う。報告書で「はじめに」に書く内容が、条例の前文に関わってくるかと思う。その他に書き込むべき意見があれば、おっしゃっていただきたい。

事務局

これまでも手話は言語であるという意識を持って検討会議に参加してきたが、手話は言語であるということの本当の意味合いについて、少し理解が深まったかと思うことがある。多様なコミュニケーション手段の中の手話と要約筆記や筆談などの違いについて、要約筆記や筆談などの文字情報は日本語で伝えるという手段であり、やはり手話は言語であるということとは違いがあるということに改めて感じた。聴こえる人にとっての日本語は、日常生活の

中で言葉の音の情報が耳から入ってくるものであって、自然に身につけていくもの。手話も同じように言語であるということであれば、自然に社会に溢れている手話を子どもが身につけていくことができ、こそ、手話を言語として保障することになると再認識した。聴こえない両親から生まれた子どもが家庭で自然に手話を身につけることを恵まれた環境とするのではなく、言語としての手話を身につける環境をできる限り早い段階で保障することが大切で、手話を身につけていない人との多様なコミュニケーション手段として、要約筆記や筆談、触手話などが補っていくのかと思う。そのために手話が言語であることを府民の方々に理解してもらいやすくするための伝え方を工夫していきたい。

酒井委員

この条例によって、府民誰もが手話になじみ、手話が家庭や学校、社会の中で溢れるようになればよいと心から願っている。学校の共通のコミュニケーション手段に手話を用いるべきという意見についても、その通だと思ふ。手話の溢れる社会は子どもたちの成長にとっても非常に大切なこと。また、聾学校を卒業した子どもの社会での苦勞を目の当たりにしている。聾学校で子どもたちが手話を習得し、日本語を習得し、文字情報にも対応できるような豊かなコミュニケーションが子どもたちの中で培っていきけるような教育をしていきたい。

高田委員

手話を言語として認めるということと音声言語があるということとは違うと思っている。手話を言語と認めることで音声言語との関係が明確になる。例えば、英語と日本語はどちらも言語として独立した言葉である。そのことを認めることによって、通訳などでのコミュニケーション方法が発展する。聾学校でのこれまでの経過として、手話と音声言語は対立関係にあり、手話を覚えれば音声言語の力がつかないため手話はいけないという考え方であった。手話と音声言語を両方認めることで、情報コミュニケーションが発展していくのだと思う。

滝野委員

綾部市で耳マークの設置運動をしており、警察に行ったことがある。結果として置いてはもらえなかったが、警察の方から「聴こえない人がいるということに気付きを得ることができた。ありがとう。」と言われた。警察の受付にはコミュニケーションボードがあった。様々な言語でイラストのたくさん書かれており、外国の方と指さしてコミュニケーションがとれるものであった。「日本人で音声言語があるのに、言語コミュニケーションがわからない。だから、映画も海外のものを字幕で観る。」と伝えたが、こうしたことも触れることで理解してもらえるのだと思う。また、駅で「困ったときにお問い合わせください」と書かれている画面に耳マークがあり、当協会の会員が、文字が出ると思ってボタンを押すと、ホームの向こう側にいる駅員がモニターに映り、なぜそうした状況になるのかわからないままその場を過ごしたことがあった。最近では、鉄道会社のホームページに使い方が記載されており、その使い方に沿って、画面に映る駅員に耳が聴こえないことを伝えると、画面が切り替わって、文字の書かれたボードが写り、やりとりができたと聞いた。しかし、かなりの時間を要したようで、やはり当事者が参加しないと難しいのだと思う。この条例の中に、当事者がコミュニケーション手段を選択できるなどの記載が必要。コンセプトにあるように安心していきいきと暮らすためには、条例ができたというだけでは不十分であり、実際にどのように使っていくかはずっと続く課題なのだろうと思う。

以上